

総務教育常任委員会資料

(令和2年7月21日)

〔件名〕

- ・収入証紙制度の見直しについて（会計指導課） … 1

会 計 管 理 局

収入証紙制度の見直しについて

令和2年7月21日

会計指導課

パスポートや各種証明書発行等の手数料を証紙により納付する収入証紙制度は、証紙購入の場所が分かりにくい、時間が限定される、誤って購入した場合の還付手続が面倒との意見があること、また、デジタル化を含めた行政手続きの見直しが求められていることや、キャッシュレス決済が一定程度浸透し県民のニーズが変化していること等の状況を踏まえ、申請者の利便性向上とコスト削減を図るため納付方法を検討しているところです。この証紙に代わる納付方法及び証紙制度の廃止については、県民の意見を伺うためパブリックコメントを実施します。

1 現状（証紙による納付）

（1）証紙による申請手数料納付の流れ

証明書発行等を申請する県民等が、証紙販売所から収入証紙を購入することで申請手数料を納付し、県は申請書に貼られた証紙により手数料の納付を確認している。

（2）証紙取扱件数、経費等

H30年度証紙による納付件数 382,681件

運転免許証更新、運転講習、道路使用、営業許可等の警察関係手数料(341,478件)、パスポート発行手数料(12,260件)、納税証明書発行手数料(7,287件)、県立高校の入試入学等の手数料(5,752件)等
証紙関係経費 41,496千円

証紙販売手数料 39,504千円、証紙印刷に要する経費 1,882千円、納付書印刷に要する経費 110千円

2 証紙に代わる納付方法（案）

● 窓口で申請等手続の場合

県窓口での現金納付に加え、電子マネー・クレジットカードで納付
→本庁舎、総合事務所は、納付窓口を1か所に集約

● 窓口申請以外の場合

電子納付 (電子申請)	電子申請と併せてペイジー [*] ・クレジットカードで納付 (パソコン、スマートフォンを使用して自宅などで納付)
納付書納付	あらかじめ県が配布する納付書を使って銀行・コンビニで現金納付 例) 講習受講、県立高校入試の手数料や電子納付しない場合の手数料納付
納入通知書 納付	申請後に県が発行する納入通知書によりペイジー・電子マネー・現金で納付 (ペイジー・電子マネーはパソコン・スマートフォン、現金は銀行又はコンビニで納付)
その他	納付者が指定した銀行口座から引落(高校入学手数料)、県口座への送金、現金書留での納付

*ペイジー(Pay-easy)：パソコン・スマートフォンからネットバンキング等で納付する電子決済サービス。

3 期待される効果

● 納付方法が多様化することで、申請者の利便性が向上する。

- 窓口での納付では、現金に加えてキャッシュレス決済を導入。
- 電子申請を併せた電子納付を活用すれば「いつでも、どこでも」納付が可能。
- 電子納付されない方は、納付書等により銀行・コンビニで納付。

● 証紙購入に係る手間がなくなる。

- 販売所を探したり、休日夜間に購入できないといった不便がなくなる。
- 証紙と印紙を間違えたり余分に購入することがなくなる。

4 今後の予定

R2. 8月 パブリックコメント(7~24日)及び県政参画電子アンケート(21~31日)実施
(証紙制度廃止の場合)

R3. 2月 R3.2月議会で収入証紙条例の廃止(施行日:R4.3.31)、R3年度当初予算を上程
4月～ 証紙制度廃止の周知。証紙に代わる収納手段の整備(財務システム改修等)

R4. 3月末 証紙の販売を停止

R3年度末で証紙制度廃止(経過措置により半年間は使用可)
4月～ 証紙に代わる収納の開始(半年間は証紙を貼付けた申請も受付)